多気町地域包括支援センター介護予防支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 多気町が設置する多気町地域包括支援センター(以下「センター」という。)が行う指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(以下「指定介護予防支援等」という。)における事業の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の職員(以下「担当職員」という。)が、要支援・事業対象者の状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限 りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮 して行う。
 - 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、 利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成す るために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏 まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して 行う。
 - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は その家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように 説明を行う。
 - 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、 指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、 住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取 り組みを行う者等との連携に努める。

(センターの名称等)

- 第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ① 名称 多気町地域包括支援センター
 - ② 所在地 多気郡多気町相可1600

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - ① 管理者 1名(常勤) 管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係 る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
 - ② 担当職員

保健師 1名(常勤) 主任介護支援専門員 1名(常勤) 社会福祉士 1名(常勤) その他必要と認められる者

担当職員は、指定介護予防支援等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。 ただし、祝日および12月29日から1月3日までを除く。
 - ② 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

- 第6条 指定介護予防支援等の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護 予防支援等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額およ び保険者の定める額とする。
 - ① 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法(平成 18 年厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定)に従って実施
 - ② 利用者の相談を受ける場所は第 3 条に規定するセンター内又は自宅とする。
 - ③ サービス担当者会議について
 - 1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。
 - 2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を 担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむ 得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見 を求めるものとする。
 - ④ 担当職員による居宅訪問頻度等
 - 1) 提供開始月
 - 2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回

- 3) サービスの評価期間が終了する月
- 4) 利用者の状況に著しい変化があったとき なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サー ビス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努める とともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者 との連絡を実施する。
- ⑤ モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(涌常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、多気町とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援等の提供により事故が 発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うととも に、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

- 第9条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を予防するための次の措置を講じるものとする。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話などを活用して行う 事ができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について 職員に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
 - 2 事業所はサービス提供中に当該事業担当職員又は養護者(利用者の家族等 高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見し た場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第10条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のと おり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - ② 継続研修 年1回以上
 - 2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、担当職員で なくなった後においても保持する。

- 4 センターは指定介護予防支援等の一部を指定居宅介護支援事業者に委託 する場合には、適正かつ効率的に指定介護予防支援等の業務が実施できる よう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は多気町、センターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この規程は、令和7年4月1日から施行する。